

介護サービスを利用するまでの流れ

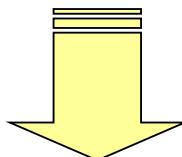
①要介護認定の申請をします

- 申請先 市役所長寿介護課又は各庁舎市民福祉課(朝日庁舎は地域づくり推進課)
- 必要なもの 介護保険被保険者証、マイナンバーカード、健康保険証

※地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設に申請を代行してもらうことができます。

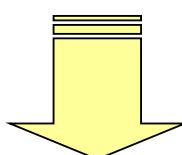
※要介護認定の有効期間は申請日までさかのぼります。

※介護サービスを利用するためにはケアプランが必要となります。認定結果が出る前に介護サービスを利用したい場合は、あらかじめ地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者にご相談ください。なお、結果によっては全額自己負担となる場合がありますのでご了承ください。



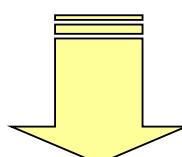
②調査員が訪問します

- 家庭や病院などに調査員が訪問し、ご本人の心身の状況や身の回りのことがどれくらいできるか聞き取り調査します。
- 調査員は市の職員や市の委託を受けた介護支援専門員です。
- 市から主治医に本人の心身の状況について意見書の作成を依頼します。



③要介護度が判定されます

- 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い(要介護度)について介護認定審査会で判定します。



④認定結果が届きます

- 要介護認定の結果と要介護度が記入された介護保険被保険者証が送付されます。原則として申請から30日以内に通知されます。
- 要介護認定を更新する際には事前にお知らせします。

※認定結果に不服がある場合は、山形県介護保険審査会（山形県高齢者支援課・TEL 023-630-3123）に不服の申し立てをすることができます。



要支援1・2と判定された場合



要介護1～5と判定された場合

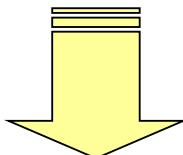
⑤ケアプランを作成します

- 地域包括支援センター等へケアプランの作成を依頼します。
- 地域包括支援センターの保健師等が本人の心身や生活の状況を調査し、今後の目標やどのような支援が必要かなどを決めてケアプランを作成します。
- ケアプランを作成するための利用者負担はありません。

⑤ケアプランを作成します

- ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者を選びます。
- 介護支援専門員にどんなサービスを利用するか等の希望を伝え、ケアプランを作ります。
- ケアプランを作成するための利用者負担はありません。

- 施設に入所したい時は、介護支援専門員に相談するか施設に直接申し込みます。



⑥介護サービスを利用します

- ケアプランに基づいてサービスを利用します。
- サービス利用限度額の範囲内であれば、サービスが利用できます。
- サービス利用の際は事業者との契約が必要となります。